

一般社団法人 科学技術と経済の会 役員報酬等及び費用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人科学技術と経済の会（以下本会という）定款27条の規定に基づき、役員報酬等の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬等の定義)

第2条 この規程における役員報酬等とは、本会が常勤理事に対し、役員としての業務の対価として支払うものをいう。非常勤役員は無報酬とする。

(報酬等の額)

第3条 役員報酬等は、年俸800万円/人を限度として会長が定める。
2. 報酬等は本会事業の経営状況ならびに当該役員の職責・勤務形態等を勘案の上、決定する。

(報酬等の構成)

第4条 役員報酬等は年俸制とし、これを月額報酬に分割して支払うものとする

(報酬等の支給日)

第5条 役員報酬等は、毎月職員給与の支給日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、法令にもとづいて控除すべき金額を控除した残額を本人に支給する。

(費用)

第7条 役員が出張する場合、実費相当額の旅費を支給する。
2. 常勤役員は、公共交通機関によって、もっとも合理的な通常の経路で勤務箇所、住居間を通勤する場合の定期乗車券の実費相当額を支給する。

(日割計算)

第8条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(役員に対する退職金)

第9条 役員に対する退職金は、別に定める役員退職金規程により支給する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により、改廃できる。

附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人科学技術と経済の会の設立の登記の日から施行する。

一般社団法人科学技術と経済の会 役員退職金規程

(総則)

第1条 常勤理事の退職金については、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 定款に定める役員のうち、常勤理事について退職する場合(死亡退職を含む)にその在任期間中の功労に報いるために退職金を支給する。

ただし、以下の場合はこの限りではない。この場合の取扱いは理事会で決議する。

- ・退職当該年度における可処分流動資産（現金、預貯金）が不足した場合。

(算定方法)

第3条 退職金は、役員が常勤となった年齢と常勤期間に応じて算定する。

役員が常勤となった時期から1年経過時点の報酬月額に別表の係数を乗じて算出し、以下、1年経過ごとに同様に算出した額の総計を退職金とする。

ただし、勤続年数が8年以上の場合は、勤続年数をすべて8年として算出する。この場合、選任された年度からの係数により、上記に従い計算する。

(在任期間の計算)

第4条 役員在任期間の計算は当該役員が常勤役員に選任された定期総会から起算し、一年は選任の定期総会を起点として翌年の定期総会までとする。

2 前項の期間が一年に満たない場合は次項の月割で計算する。

3 役員在任期間が選任の定期総会から翌年の定期総会でない場合で、かつ、役員在任期間が1年に満たない場合は月割で計算する。この場合、就任月数(一か月未満の日数は切捨て)を12で除した比率で計算する。

(その他)

第5条 その他本規程に定めなき事項については会長の定めるところによる。

(改廃)

第6条 この規程を改廃する場合は、理事会の決議を経て、総会の決議により、改廃できる。

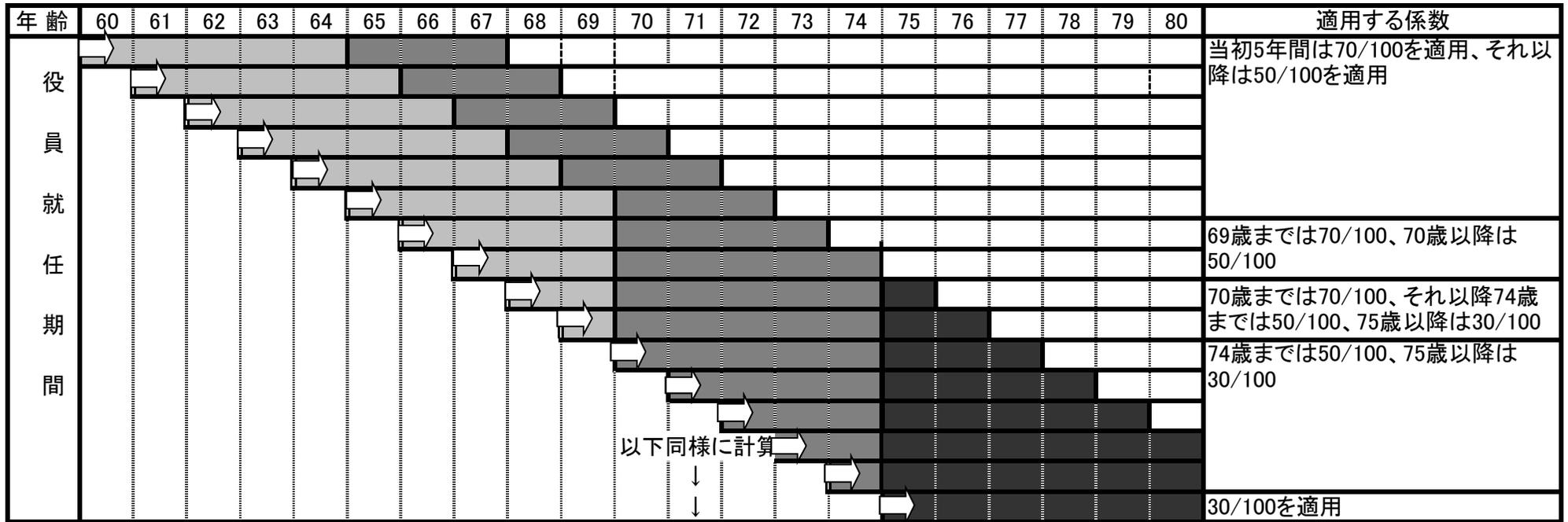
附 則

(施行期日)

この規程は、一般社団法人科学技術と経済の会の設立の登記の日から施行する。

別表

退職金算定図



- 凡例
-  ; 係数: 70/100適用
 -  ; 係数: 50/100適用
 -  ; 係数: 30/100適用
 -  ; 役員就任時期